

# 荏田南小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定(平成30年2月16日改定)

## 1 いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) いじめ防止等に向けての基本理念

- ①いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件。
- ②特定の子どもや立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- ③いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など、市民がそれぞれに役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- ④子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

## 2 組織の設置及び組織的な取組

### (1) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

- ①校長、副校長、教務主任、児童支援専任、人権・児童指導主任、学年主任、養護教諭により構成し、必要に応じて、学校カウンセラー・SSW等の専門家の参加を求める。
- ②「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月一回以上、定期的を開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。

### (2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

いじめの事案に対して、中核になって判断や対応を行う。日常的には、いじめに関する情報の収集や記録、年間計画の作成、PDCAサイクルでの検証を行う。重大事態が起きた場合は、組織的な調査を行い対応に関する役割分担を行う。

### (3) 年間計画

- ①YPアセスメントのアンケート・分析の実施（5月・10月・2月のうち2回実施する）  
全児童にアンケート実施。分析結果をもって支援検討会を行い、支援の手立てを協議する。
- ②保護者面談等の実施（4月・7月・1月）  
個人面談の他、授業参観や懇談会等で、月に一度は必ず学校に来る機会を作る。
- ③教育相談（月に2～3回）  
学校カウンセラーによる教育相談の機会を設ける。
- ④児童理解（毎週）  
毎週行う打ち合わせにおいて、担当学年児童と、特に変化があった児童の様子を報告し全教職員が共通理解して指導にあたる。
- ⑤いじめ防止アンケートの実施と全員面談（6月・11月）

## 3 いじめの未然防止及び早期発見・事案対処

### (1) いじめの未然防止

#### ①学校教育活動全体を通して

合唱を中心とした音楽教育や朝読書を中心とした読書活動を通じて感動する心を育てる。宿泊や体験的な活動を多く実施し、想像力、創造力、コミュニケーション力を育てる。また、人権教育を通して日頃より人権意識を培う。併せて情報ネットモラルの教育も推進する。

#### ②授業づくり、集団作りの具体的な取り組み

行事や日常の話し合いの中で、児童が自分で考え、主体的に関わっていく場を多く作る。児童一人ひとりをしっかり認め、自己有用感を育てると共に、相手のことを考える気持ちを育てる。ユニバーサルデザインを採り入れた分かりやすい授業を行うと共に、子どもの社会的スキルプログラムを活用し、集団の中の人間関係を深める。

③子ども達の主体的な取組への支援

児童の運営委員会を中核に児童がいじめ問題を考え、発信できるようにする。

(2) いじめの早期発見

- ①常に担任は、児童との信頼関係の構築に努めるとともに、アンテナを高くして、児童の人間関係をみとる力をつける。
- ②いじめ発見のアンケートを、全市一斉のアンケートとあわせて年三回行い、その都度児童全員と教育相談を行う。また、アセスメントを行い集団の質や集団の中での個のあり方を調べ、早期発見に役立てる。
- ③相談機能を高め、担任に話しづらいことの相談窓口を確保する。学校カウンセラーとこまめに連絡を取り合い、教育相談を充実させる。
- ④教職員は、週一回の打ち合わせにおいて、児童の状況の情報共有を行うとともに、必要に応じて適時情報交換を行う。
- ⑤インターネットに関わる事案は、関係機関と連携し、状況把握と早期対応に努める。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめの発見・通報に対しては、いじめ防止対策委員会を招集し速やかに対応する。
- ②被害児童を守るとともに、状態にあわせた継続的なケアを行う。
- ③加害児童には毅然とした態度で接し、再発防止に向けて継続的な指導・支援を行う。
- ④これらの対応について、教職員の共通理解、保護者の協力、必要に応じて児童相談所・警察などの関係機関との連携の下で行う。

(4) いじめの解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

(5) 研修等の実施

- ①児童理解研修を計画的に推進していく
- ②いじめの未然防止、対応に向けた校内研修を充実させていく。

(6) 学校運営協議会、PTA諸会議 学校・家庭・地域連携事業等の活用

学校運営協議会やPTA運営委員会などを活用し、地域や保護者と連携していじめを防止・解決していく。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき。並びにいじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めると至ったとき。

(2) 発生の報告・調査

- ①学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。
- ②「学校いじめ防止対策委員会」に専門的知識を有する第三者を加え調査を行う。

(3) 調査結果の提供及び報告

- いじめを受けた児童や保護者への適切な情報提供。
- いじめを行った児童や保護者への説明。
- 調査結果の公表に関するガイドラインの策定。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、定期的に点検し、必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討する。